

【契約書別紙】

○ 担当者
氏名 副主任生活相談員 藤井由香

○ サービスの内容

①施設サービス計画の立案	次に定める事項を介護支援専門員に行わせます。 (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。 (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します。 (3) 施設サービス計画の作成及び変更の際し、その内容を利用者及び家族等に説明します。
②食事	朝食 午前7時30分～午前8時30分 昼食 正午～午後1時00分 夕食 午後6時00分～午後7時00分 ※事業者は医師の処方による療養食にも対応可能です。また、栄養状態を適切に把握した栄養ケア計画を作成し、定期的に評価します。
③入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。居室の定員は基本的に中央等が4名、南棟が3名となります。なお、事業者は、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。 *着替え・排泄・食事・入浴等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添い等
⑥機能訓練	個別機能訓練計画に沿って、訓練室又は居室等で機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員又は介護支援専門員に、介護・看護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
⑦健康管理	年間1回の健康診断を行います。又、協力病院の一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院の内科（毎週月～金曜日）、皮膚科（月1回）、精神科（月3回）、泌尿器科（月1回）の受診が可能です。
⑧利用者預り金等管理	預かり金等の管理サービス（1,000円/月）を申し込まれた場合、利用料、日常生活に係る諸費用の支払い代行並びに行政への各種申請や医療費助成制度の手続きを代行します。
⑨レクリエーション	新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
⑩洗濯サービス	事業者が有する設備で洗濯可能な衣類は無料で行います。
⑪理美容サービス	毎週3回（火・水・金曜日）に理美容サービス（有料）をご利用いただけます。

○ 料 金

(1) 基本料金

① 利用料

(1日当たりの自己負担額) ※利用者負担の割合 料金上段=1割、料金下段=2割

	【従来型個室】 117号室、217号室(中央棟) 511～515号室(南棟)	【多床室】 左記及び301～325号室(南棟)以外
要介護1	547円 1,094円	547円 1,094円
要介護2	614円 1,228円	614円 1,228円
要介護3	682円 1,364円	682円 1,364円
要介護4	749円 1,498円	749円 1,498円
要介護5	814円 1,628円	814円 1,628円

(平成12年3月31日以前より入所の旧措置者の方)

	【従来型個室】 117号室、217号室(中央棟) 511～515号室(南棟)	【多床室】 左記及び301～325号室(南棟)以外
要介護1	547円 1,094円	547円 1,094円
要介護2・要介護3	653円 1,306円	653円 1,306円
要介護4・要介護5	781円 1,562円	781円 1,562円

② 加 算

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算されます。

(自己負担額) ※利用者負担の割合 料金上段=1割、料金下段=2割

サービス内容	料 金	算定要件
日常生活継続支援加算	1日 36円 72円	認知症等の方が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している。
看護体制加算 (Ⅰ)	1日 4円 8円	常勤の看護師を配置している。
看護体制加算 (Ⅱ)	1日 8円 16円	基準を上回る看護職員を配置している。
夜勤職員配置加算	1日 13円 26円	基準を上回る夜勤職員を配置している。
個別機能訓練加算	1日 12円 24円	機能訓練指導員等が機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている。
若年性認知症入所者受入加算	1日 120円 240円	若年性認知症の方に対し、本人の希望を踏まえた介護サービスを行っている。
精神科医療養指導加算	1日 5円 10円	認知症の方が一定割合以上入所しており、精神科医による定期的な療養指導を行っている。

サービス内容		料 金	算定要件
外泊時費用		1日 246円 492円	利用者が外泊期間中において、居室が当該利用者のために確保されている。(1月6日以内)
初期加算		1日 30円 60円	入所(再入所)してから30日以内。
栄養マネジメント加算		1日 14円 28円	管理栄養士等が栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施している。
経口移行加算		1日 28円 56円	経管により食事を摂取している方に対し、経口移行計画を作成し、特別な管理を行っている。(原則180日以内)
経口維持加算(Ⅰ)		1月 400円 800円	誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成し、特別な管理を行っている。(原則6月以内)
経口維持加算(Ⅱ)		1月 100円 200円	経口維持加算(Ⅰ)を算定しており、医師等を加えて質の高い経口維持計画を作成している。(原則6月以内)
療養食加算		1日 18円 36円	食事せんに基づいた療養食が提供されている。
看取り介護加算	死亡日3日前から 29日前まで	1日 144円 288円	看取りに係る計画を作成し、家族の求め等に応じて看取り介護を行っている。
	死亡日前日及び 前々日	1日 680円 1,360円	
	死亡日	1日 1,280円 2,560円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日 200円 400円	認知症の行動等のため在宅で生活が困難な方が、緊急に入所してから7日以内。
介護職員処遇改善加算		1月 ①及び② の料金 の8.3%	質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。

③ 食 費 1日当たり 1,380円

④ 居住費 1日当たり 従来型個室 1,150円
多床室 840円

⑤ 入所期間中の入院又は外泊した期間の取り扱い

入院後3ヶ月の間に退院可能となれば、当施設の利用について優先されます。ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。入院又は外泊期間中、外泊時費用が適用された場合は居住費もかかります(月6日を限度)。

◎次のいずれかに該当する場合は、従来型個室に入所する場合であっても多床室の料金を適用します。

- ・感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した場合(30日以内)。
- ・著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した場合。

(2) 償還払い

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、事業者はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと自己負担額（保険料の負担割合分、居住費、食費）を除く金額が払い戻しされます。

(3) その他

行事参加費、理美容代、日用品（歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、洗顔タオル、バスタオル等）、衣類（下着を含む）等は別途料金がかかります。また、希望により金銭・貴重品の管理サービスを申し込まれた場合、預かり金管理料として、別途料金がかかります。

○ 苦情等の窓口

事業者のサービスに関する苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

苦情受付担当者 主任生活相談員 中越友勝

電話番号 024-984-3836

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)